

個人情報保護に関する法律についてのガイドライン (行政機関等編) の策定

(案)



令和 3 年 10 月

1 個人情報保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）の策定について

- デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）による改正（以下「令和3年改正」という。）後の個人情報保護に関する法律（平成15年法律57号。以下「法」という。）の規定に従い、行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保することを目的として、**「個人情報保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」**（以下「本ガイドライン」という。）を策定する。
- 本ガイドラインは、**各行政機関等において情報マネジメントを担う職員等（各機関の長等を含む。）を対象に、改正後の法の規律について、必要最低限の内容の体系的な理解に資するとともに、併せて、広く個人や事業者に対し情報提供することを目的としたものである。**なお、各行政機関等において個別の事務処理を担う職員の参考とするため、委員会は、別途「事務対応ガイド」や「Q&A」を始めとする資料を作成・公表する。
- 本ガイドラインの策定に当たっては、**現行の行政機関の保有する個人情報保護に関する法律（平成15年法律第58号）に相当する規定がある場合には、当該規定の解釈運用を原則として踏襲しつつ、**そのような規定が存在しないものも含めて、**現下の行政機関等における個人情報の取扱いを取り巻く状況に照らし、必要な記載の追記等を行ったものである。**

【適用対象 ※1】

行政機関（改正後の法第2条第8項）

独立行政法人等 ※2（同条第9項）

（※1）地方公共団体の機関及び地方独立行政法人については、令和3年改正の完全施行（令和5年春）にむけて、別途、本ガイドラインの改正を予定。

（※2）独立行政法人等のうち、法別表2に掲げる法人については、民間部門ガイドラインも参照することが必要。

【本ガイドラインの構成】

- | | |
|-----------------|--------------------|
| 1. 本ガイドラインの目的 | 7. 開示、訂正及び利用停止 |
| 2. 本ガイドラインの適用対象 | 8. 行政機関等匿名加工情報の提供等 |
| 3. 法の目的 | 9. 雑則 |
| 4. 適用の範囲 | 10. 委員会による監視等 |
| 5. 個人情報等の取扱い | |
| 6. 個人情報ファイル | |

2 本ガイドラインの主な内容について

◆ガイドラインの目的（ガイドライン「1」）

○行政機関及び独立行政法人等における個人情報の適正な取扱いを確保することを目的として、改正後の法第4条、第8条、第9条及び第128条に基づき具体的な指針として定めるもの。

◆法の目的（ガイドライン「3」）

○官民を通じた個人情報保護制度の見直しが図られた令和3年改正の趣旨等を踏まえ、法の目的を説明。

◆適用の範囲（ガイドライン「4」）

○一部の法人及び業務については、個人情報の取扱いについて原則として法第4章の規定が適用されること等、法の適用を受ける主体及び各主体に係る法の適用関係を説明。

○法の適用対象となる情報等について説明。

◆個人情報等の取扱い（ガイドライン「5」）

○保有に関する制限、取得・利用の際の遵守事項、利用及び提供の制限等を説明。

○講ずべき安全管理措置の内容について、過去の漏えい事案等の実態も踏まえて、例えば、以下の点を説明。

➢ 大量の保有個人情報を取り扱う行政機関等や、取り扱う保有個人情報の性質等に照らして漏えい等が生じた場合に本人の権利利益が侵害される危険が大きい行政機関等に対しては、安全管理措置を確実に講じることが求められること。

➢ 個人情報の取扱いを委託する場合には、安全管理措置の一環として委託先に対して必要かつ適切な監督を行うことが求められること。

○委員会への報告や本人への通知が必要な場合（保有個人情報に係る本人の数が100件を超える場合等）について説明。

◆個人情報ファイル（ガイドライン「6」）

○個人情報ファイルの保有等に関する事前通知、個人情報ファイルの作成及び公表に関する事項を説明。

◆開示、訂正及び利用停止について（ガイドライン「7」）

○開示請求等の主体、開示請求等の対象となる情報、開示請求等の手続、審査請求等について説明。

◆行政機関等匿名加工情報の提供等（ガイドライン「8」）

○行政機関等匿名加工情報の作成・提供に係る義務、行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に係る提案募集等について説明。

◆雑則（ガイドライン「9」）

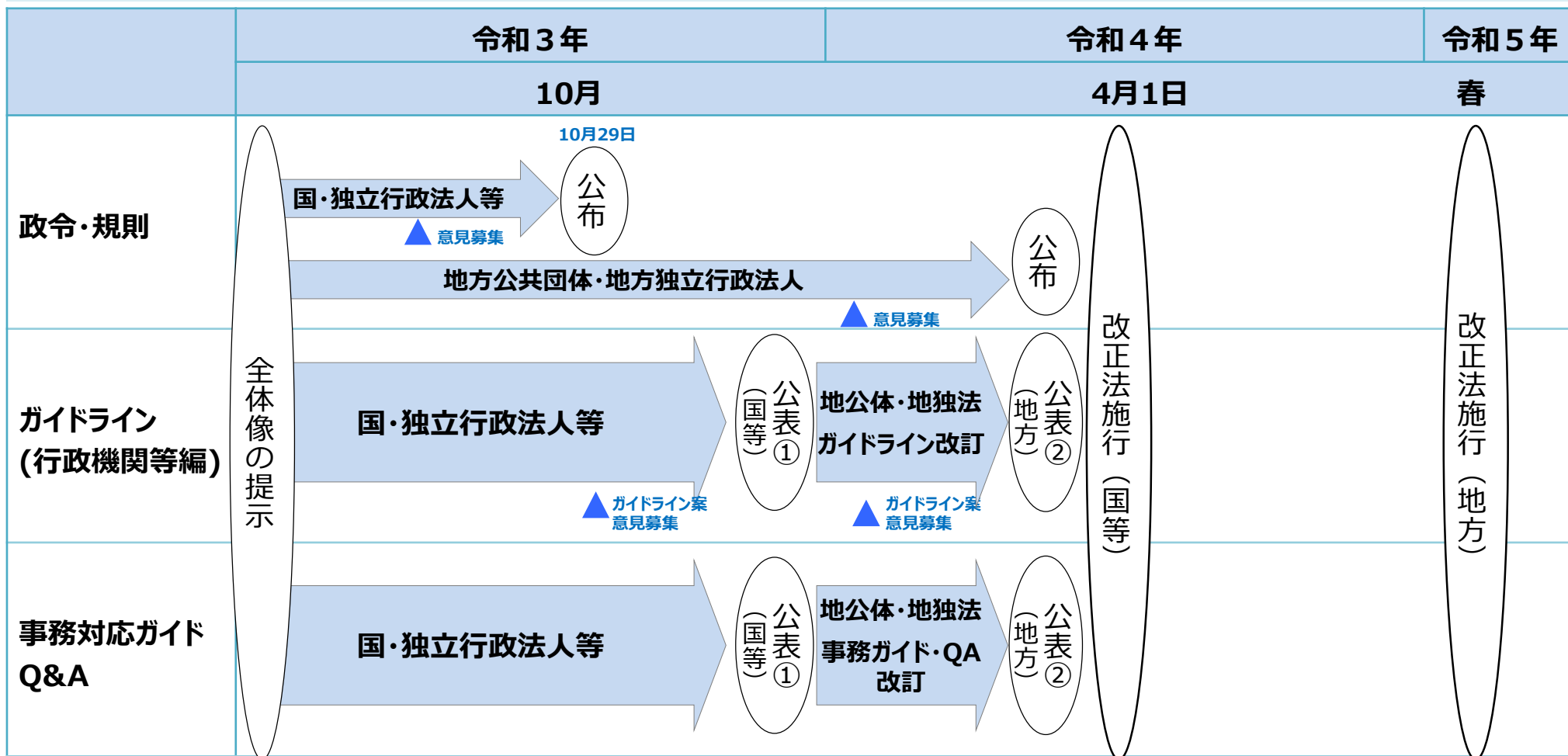
○法第5章の規定の適用除外等、行政機関等による開示請求等をしようとする者への情報提供等について説明。

◆委員会による監視等（ガイドライン「10」）

○法の円滑な施行確保のため、行政機関等に対して委員会が行う監視等について説明。

3 今後のスケジュールについて

- 令和4年4月施行分（行政機関・独立行政法人等）に係る**ガイドライン**については、意見募集を実施した上で年明けまでの公表（※）を目指す。 ※「**事務対応ガイド**」・「**Q&A**」についても同時期と見込む。
- 令和5年春施行分（地方公共団体等）については、政令・規則と併せて、令和4年4月までに**ガイドライン改訂等**を公表することを目指す。引き続き説明会等を通じた地方公共団体等の意見交換を行っていく。



※ 上記の表は現時点での見込みであり、今後の状況によって変わり得る。

(参考) これまでの検討経過について

- 令和3年5月12日 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律 成立
(→同19日公布)
- 令和3年5月19日 **第174回 個人情報保護委員会**
 - 「個人情報の保護に関する法律の改正等を伴うデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の成立を受けた個人情報保護委員会の今後の取組について」
- 令和3年6月1・2・3日 **都道府県向け説明会 (全3回)**
- 令和3年6月23日 **第176回 個人情報保護委員会**
 - 「公的部門 (国の行政機関等・地方公共団体等) における個人情報保護の規律の考え方 (令和3年個人情報保護法改正関係) (案) について」
 - 「学術研究分野における個人情報保護の規律の考え方 (令和3年個人情報保護法改正関係) (案) について」
- 令和3年7月2日～16日 **全国自治体向け説明会 (全6回)**
- 令和3年8月4日 **第181回 個人情報保護委員会**
 - 「令和3年改正個人情報保護法 政令・規則・民間部門ガイドライン案について」 (→**意見募集実施**)
- 令和3年9月22日 **第185回 個人情報保護委員会**
 - 「令和3年改正個人情報保護法関係政令・規則・民間分野ガイドライン案の意見募集結果について」
 - 「公的部門ガイドライン等の作成について」
- 令和3年10月29日 令和3年改正個人情報保護法関係政令・規則・民間分野ガイドラインの公布・公表

- デジタル社会形成整備法第50条及び第51条による改正後の個人情報保護法（令和3年改正法）のうち、第5章（行政機関等の義務等）を始めとする、公的部門（国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人）に係る規定に関して、規律の考え方や解釈、法律に基づいて行う標準的な事務処理の要領などを示すため、以下の資料を策定・公表することとする。
- なお、委員会は、行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するため、以下の資料以外にも、資料の公表や注意喚起などを臨時的・機動的に行うものとする。

1. 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）

- 行政機関等に対して個人情報の取扱いに関する規律の概要を示すとともに、国民・事業者に対しても情報提供するもの

2. 個人情報の保護に関する法律に関する行政機関等向け事務対応ガイド

- 主に行政機関等の実務担当者に向けて、個人情報の取扱いや開示等手続を適正かつ円滑に行うための資料として作成するもの（標準的な様式、手順等を示すもの）

3. 個人情報の保護に関する法律についてのQ&A（行政機関等編）

- ガイドライン等を補足する事項（例：具体的事例への当てはめ）を示すもの

※令和3年改正法においては、国の行政機関・独立行政法人等と地方公共団体等について、原則として同様の規定が適用されることに鑑み、上記の各資料は、国・地方双方に係る規律を統一的に示すこととする。

4. 改正法の円滑な施行に向けた取組の方針（案）

参考2
第174回委員会資料抜粋
（令和3年5月19日）

- 改正法の円滑な施行に向けて、関係する政令・規則・ガイドライン等の整備を進める。
- 影響が大きい主体（原則として民間部門の規律が適用される規律移行法人等、法律による共通ルールが適用される地方公共団体等、例外規定の精緻化が行われる学術研究機関等）を中心として、改正法や政令等の十分な周知を行う。
- 所掌業務の増加に対応した適切な組織体制を検討し、整備する。

○ 政令・規則・ガイドライン等の整備

- ・ 説明会や個別の問合せへの対応における意見聴取などを通じ、関係する主体から広く丁寧に御意見を伺いながら、検討を進めることとする。
- ・ ガイドライン等においては、改正法において新設された規定の解釈や想定される事例等を、可能な限り明確に示すこととする。

○ 改正法や政令等の周知

- ・ 説明会や個別の問合せへの対応等を通じて、改正法、政令・規則・ガイドライン等の周知を図る。
- ・ 地方公共団体における条例改正等の必要性に鑑み、十分な準備期間を確保する。
- ・ 民間部門の規律が適用されることとなる規律移行法人等や、適用除外の精緻化が図られた学術研究機関等について、必要な情報提供等を行う。

○ 組織体制の整備

- ・ 行政機関等に対する監視権限の行使、地方公共団体からの求めに応じた情報の提供、総合案内所の整備等、所掌業務の増加に対応すべく、適切な人員・組織体制を検討し、整備する。
- ・ 改正法の全面施行に先立ち、これまでの民間事業者や個人に加えて、地方公共団体を含む行政機関等からの問合せにも一元的に対応する相談体制を構築し、制度の円滑な移行を支援する。